

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 笹 宏行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会 平成23年3月30日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社56社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社132社及び持分法適用会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い会社から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している会社及び期中の変動を加味し重要性が大きいと判断した会社13社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の会社をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社が過年度に行った有価証券投資等の損失計上の先送り及びその解消スキームに係る不適切な会計処理に関連して、過去の有価証券報告書及び平成24年3月期第1四半期報告書について訂正報告書を提出しました。本件は、経営者の業務執行を監督ないし監査すべき取締役会と監査役会が有効に機能していなかったこと、企業風土やコンプライアンス意識の欠如及び内部通報制度の不備が原因であり、これらの不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。本件発覚以降、当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認することができませんでした。

当期の決算において、会計監査人からの指摘で複数の誤りを修正しました。これは、正確な財務数値を作成するための当社及び連結子会社での数値の検証の不足及び当社における連結子会社の報告資料の不十分なモニタリングが要因であり、全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断しました。当該不備は期末の監査の過程で識別されたものであり、事業年度末までに是正することができませんでした。また、韓国にある子会社において元代表理事によって当該子会社の統制環境が毀損されている事実がありました。当該子会社社員からの内部通報を受け、鋭意調査を実施してきましたが、これに時間を要し、当該子会社の統制環境の不備の特定が当事業年度末日以降になったことから、当事業年度末日までに是正することはできませんでした。本件については、当該子会社の内部管理体制を見直すとともに、親会社の監視・監督を強化する方針であり、元代表理事を6月に解任しました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しております。

開示すべき重要な不備の是正の方針

当社は、再発防止に向けた経営体制・仕組みを再構築し、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの機能強化を図ってまいります。また、決算・財務報告プロセスにおける不備については、体制の整備や決算手続きを確実に実施することで是正を図ってまいります。

(1) 是正の方針

コーポレートガバナンス体制の強化

(a) 執行と監督の明確な分離

- (ア) 取締役会の構成員の過半数を独立性の高い社外取締役とする。
- (イ) 取締役会議長は、社長以外の者(=会長)が務める。
- (ウ) 取締役相互間のみならず、取締役会が執行役員の業務執行を監督する。

(b) 執行機関に対する監督機関の権限・機能強化

- (ア) 過半数を社外取締役で構成する独立委員会を任意設置し、各取締役及び監査役ならびに会長及び社長の候補者指名ならびに取締役の報酬決定をおこなう。
- (イ) 社長の最長在任期間、役付執行役員の担当部門における最長在任期間、及び上限年齢を制定する。
- (ウ) 取締役会への付議ルール等の見直し、運用面での徹底をおこなう。

(c) 社外取締役及び監査役の選定の公正性確保及びその役割・機能の拡大

- (ア) 社外取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、独立性・客観性を重視して選定の要件・基準を明確にする。
- (イ) 常勤監査役のうち1名を社外から招聘する。そのサポートを目的として監査役室スタッフを拡充する。

(d) 積極的な情報開示

投資家の観点から有用と思われる情報を適時かつ積極的に開示する。

コンプライアンス体制の見直し

(a) 経営陣のコンプライアンスに対する意識改革及びアカウンタビリティの強化

- (ア) 「オリンパスグループ企業行動憲章」・「オリンパスグループ行動規範」の見直しをおこない、「グローバルコンプライアンスガイドライン」を策定する。
- (イ) 経営陣によるコンプライアンスコミットメント宣言をおこなう。
- (ウ) コンプライアンス推進状況を公表する。

(b) コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備

- (ア) 社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (イ) チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)の任命及び定期的ローテーションをおこなう。
- (ウ) コンプライアンス組織の拡充を図る。

(c) コンプライアンス意識の醸成・徹底

- (ア) 各階層におけるコンプライアンス教育の拡充を図る。
- (イ) コンプライアンス意識調査を定期的実施する。

(d) 内部通報制度の拡充

- (ア) 内部通報窓口の社外設置など、通報窓口を整備・拡充する。
- (イ) 不正を知った者の内部通報義務を明確化する。

(2) 取り組み状況

本報告書提出日現在の是正措置の取り組みのうち、主なものは以下のとおりです。

コーポレートガバナンス体制

平成24年4月20日開催の臨時株主総会において、取締役会の構成員の過半数を社外取締役にするとともに、常勤監査役の社外からの招聘など、役員体制の一新を図りました。また、指名委員会及び報酬委員会の設置、役員在任期間の制限など、執行と監督の分離と取締役会の監督機能の強化を図りました。

コンプライアンス体制

平成24年5月22日、当社は高い倫理観を持って経営理念を実践することを宣言する「オリンパス経営陣によるコンプライアンスコミットメント」を発表しました。また、国内の内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を拡充し、社外通報受付窓口を開設し、運用を開始しました。さらに、チーフコンプライアンスオフィサーの任命とコンプライアンス委員会の設置を行いました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。